

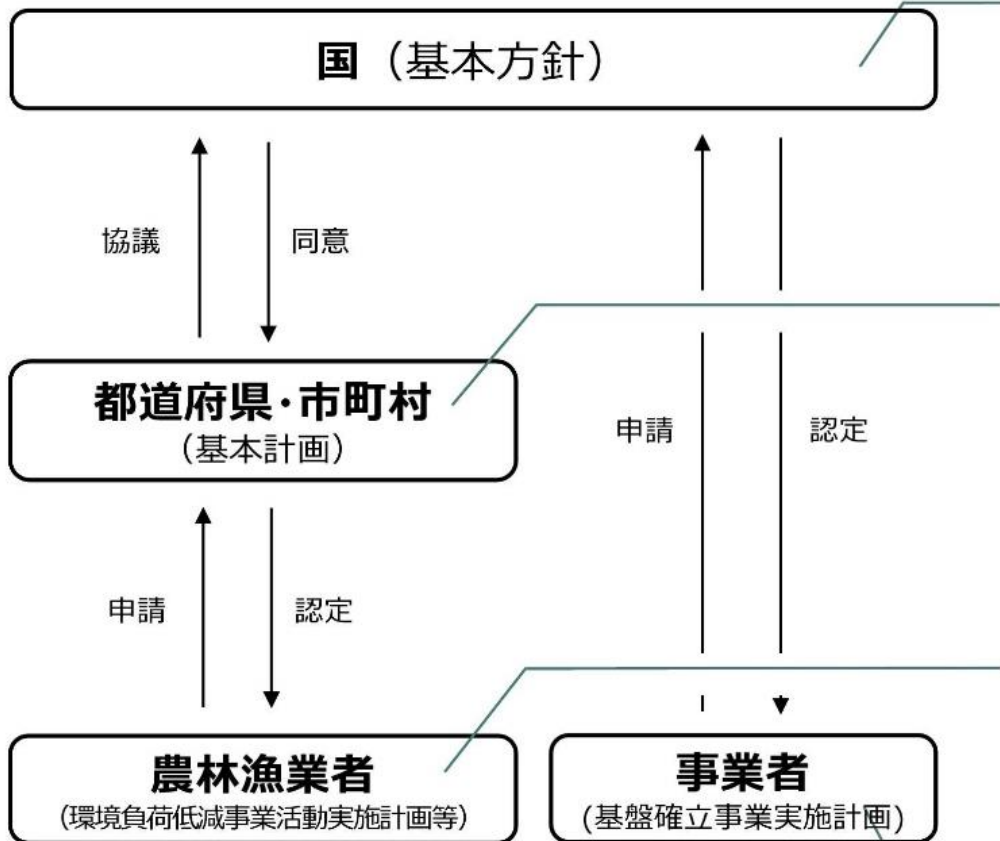
(通称)みどりの食料システム法に 基づく基本計画の策定について

1 基本計画の位置づけ

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(以下、「みどりの食料システム法」という。)第16条第1項に基づく基本計画として、「(仮称)滋賀県みどりの食料システム基本計画(以下、「基本計画」という。)」を策定する。

○計画認定制度の枠組み (国「みどりの食料システム法の認定制度等について」より)

<国の基本方針のイメージ>



第1 環境負荷低減事業活動の促進の意義・目標

環境と調和のとれた食料システムの確立により、将来にわたる農林漁業・食品産業の持続的発展、食料の安定供給の確保に寄与

第6 その他重要事項

法に基づく認定制度と予算事業との連携等、国は総合的に施策を推進

第3 特定区域の設定に関する基本的事項

地域のモデル的な取組について、地域の特性と実情を踏まえ、地方公共団体が自らの発意で、促進する取組内容及び区域を設定

第4 地方自治体による基本計画の作成に関する基本的事項

都道府県と市町村が協力・連携し、共同して作成

- ・ 都道府県が主導して、市町村と連名の計画を作成することを基本とする。
- ・ 地域の関係者の合意形成を促すことに配慮すること。
- ・ 有機農産物の学校給食利用など、流通・消費対策を記載すること。 等

県の既存計画を有効活用できるものとする

第2 環境負荷低減事業活動の実施に関する基本的事項

農林漁業者による、環境負荷の低減と持続性の確保に資する地域の特性と実情に応じた創意工夫の取組を推進

第5 基盤確立事業の実施に関する基本的事項

農林漁業者が容易に環境負荷低減に取り組めるよう、事業者による先端技術の開発・実証、販路開拓等の事業を推進

- ・ 事業の効果が広域的に寄与すること、一定の先進性を有すること 等

○基本計画のイメージ

(国「みどりの食料システム法に基づく基本計画の作成等の手引き」より)

①基本計画・本体鑑

○○県環境に優しい農林漁業創造計画
 令和4年○月○日
 A県、B市、C市、D町、E村…

一 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標
 認定計画数 ○○計画 (R9)
 有機農業取組面積* ○ha (R9)
 (*別紙1-1 ○頁参照)

二 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項
 ……等の取組を進める。
 (別紙1-1 ○頁、別紙1-2 ○頁参照)

〔また、林業・漁業では、…等の取組を進める。〕
 ※林業・漁業に関する事項を追加で記載いただくことも可能です。〕

三 特定区域を定める場合にあっては、次に掲げる事項別紙2のとおり

四 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項
 ……等の取組を進める。
 (別紙1-1 ○頁、別紙1-2 ○頁参照)

五 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項
 ……等の取組を進める。
 (別紙1-1 ○頁、別紙1-2 ○頁参照)

六 前各号に掲げるもののほか、環境負荷低減事業活動の促進に関する事項
 ……等の取組を進める。

②活用する既存計画

別紙1-2
 別紙1-1

○○県農林漁業
 振興ビジョン

令和3年○月
 ○ ○ 県

③特定区域設定

(参考) ○○地域構想について

特定区域について 別紙2

①特定区域の区域
 B市
 ○○、■、△△
 D町
 ◇◇、◎◎

②求められる

B市○○及び■
 栽培管理協定の締結等を通じた有機農業の団地化を推進する。
 B市△△
 ……の取組を推進する。
 D町◇◇及び◎◎
 ……の取組を推進する。

市町の要望に応じて設定
 (今回は設定しない)

※基本計画の記載事項として直接該当する箇所が分かるよう、マーカー、赤枠などで明確化するなどの工夫をお願いします。

①環境こだわり農業推進基本計画
 ②～みらいを創る しがの農林水産業気候変動対策実行計画～
 の2計画を既存計画に位置づける

2 基本計画策定の考え方

- 県が主導して作成し、県・市町連名で基本計画を策定する。
- 「滋賀県環境こだわり農業推進基本計画（平成31年（2019年）3月策定）」ならびに「みらいを創る しがの農林水産業気候変動対策実行計画（令和4年（2022年）3月策定）」の2計画を既存計画として活用し策定する。
- 滋賀県環境こだわり農業推進基本計画は、今年度の改定を予定しているため、現計画で策定した後、改定後に基本計画の変更を行う。
- 特定区域については、今後市町からの要望があれば設定する（今回は設定しない）。

3 基本計画（案） 資料3－②のとおり

4 これまでの経過と今後の予定

令和 4年	7月1日	みどりの食料システム法施行	
	8月～9月	基本計画策定について市町へ意見照会	
	9月15日	国の基本方針策定(公表)	
	10月6日	基本計画の策定について	(常任委員会)
	10月上旬	基本計画について市町と協議	
	10月中旬	基本計画について国と協議	
	10月下旬	基本計画策定 生産者からの認定受付開始(環境負荷低減事業活動計画等)	